

星槎大学障害者差別解消委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」及び「星槎大学委員会規程」の規定に基づき、星槎大学（以下「本学」という。）に置く「障害者差別解消委員会(以下「委員会」という。）」の任務、組織その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 修学上の合理的配慮の提供に関する事項
- (2) 学生及び入学志願者による障害を理由とする差別に関する苦情等に対する解決、調停、事実調査等に関する事項
- (3) 苦情等に係る関係部局との連携協力に関する事項
- (4) その他障害を理由とする差別の解消に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合キャリア支援センター長
- (2) 横浜事務局学生支援部長
- (3) 横浜事務局教務部長
- (4) 横浜キャンパス事務部長
- (5) 総合キャリア支援センターキャリア学修支援室長
- (6) 総合キャリア支援センター事務局長
- (7) 総合キャリア支援センターキャリア学修支援室の室員のうちから若干名
- (8) その他委員長が必要と認めた者

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて開催する。

- 2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 前項の場合において、議長は、構成員として議決に加わる権利を有しない。

(意見の聴取)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、関係部・課の協力を得て、総合キャリア支援センター事務局がこれを行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、別に定める規程管理規程による。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。